

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2016 年度一般入学試験（後期募集） －

試験科目：憲法 （担当：法科大学院 教授 丸山敦裕）

1. 出題趣旨

【第 1 問】では、アンケートへの回答拒否に対し不利益を与えることが、憲法上の権利の不当な制限となるかどうかを、原告、被告両方の立場から論じることを求める問題である。本問では、問題となる憲法上の権利に関わる基礎知識と、その適用の仕方が、問題の具体的事実在即して、論理的に示される必要がある。

【第 2 問】では、統治分野における基礎知識を理解し記憶した上で、適切にそれを再現できるかが問われている。

2. 採点実感

【第 1 問】における X、Y それぞれの主張は、本問アンケート調査の性質をどう理解するかに関わっている。多くの者は、〔設問 1〕において、X の立場より、本件アンケート調査が記名式で、回答が強制される調査であることから、これが憲法 19 条の保障する「沈黙の自由」を侵害する旨を、適切に主張することができていた。しかし、〔設問 2〕における反論・私見のパートで十分な論述ができていた者は、少数にとどまった。本件アンケートは市職員の内心を直接推知するものなのか、それとも、職務専念という職責に関する調査に過ぎないのかといった検討が、本問では最低限必要だったであろう。

【第 2 問】(1) では、法の支配と法治主義で語られる「法」の違いに言及できていた者は少数であった。また(2) では、「良心」に関する客観的良心説と主観的良心説の対立にそもそも言及できていない答案が少なくなかった。

3. 学習方法

【第 1 問】に関しては、時間切れと思われる答案が少なくなかった。これに対する対策としては、制限時間内に論述する訓練を繰り返すことが最も有効である。ただ、それ以前に、事案と真摯に向き合う習慣をつけることが、なによりも重要である。今回提出された答案でも、教科書的な知識の羅列にとどまる答案が依然として多数を占めた。問題文に書かれている具体的事実を正面から深く分析できていない答案が肯定的に評価されることはありえない。日頃から判例の「事実」にも十分な気を配って学習をすることが求められよう。